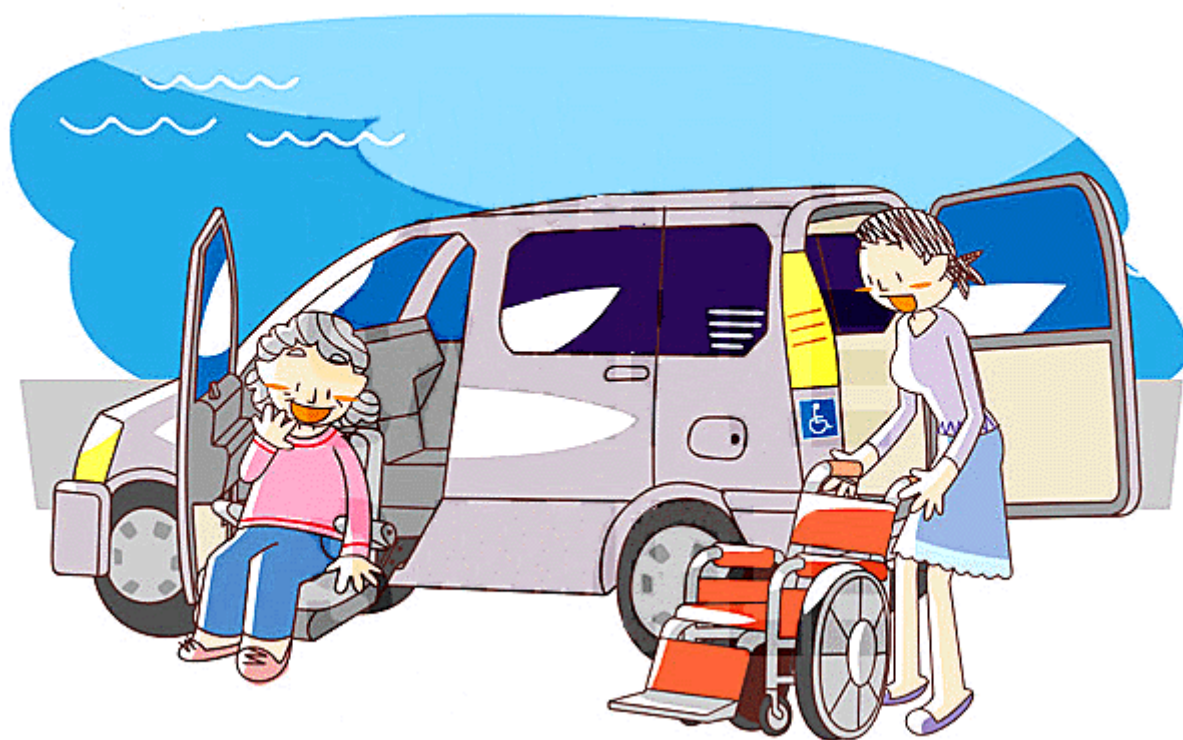


丹波篠山市外出支援サービス事業

利用の手引き



令和6年1月

■利用登録について

●**「外出支援サービス事業利用登録決定通知書」には、ご利用頂ける利用回数や利用区間並びに利用料金等が記載されていますので、大切に保管してください。**

● また、当該登録内容は、ご利用者からの中止届や市からの中止決定通知がない限り毎年度自動的に更新されますので、毎年度申請していただく必要はございません。

● 「外出支援サービス事業利用登録決定通知書」の登録満了年月日欄に日付の記載がある方については、当該月に身体状況等の再確認をさせていただき、継続利用の可否について再審査させていただきます。

（これ以外の方についても再確認をさせていただきます場合があります。）

－利用対象者－

次のいずれにも該当する方

- ①日常生活において常時車椅子を使用されている方
- ②車への乗降時に一部又は全介助が必要な方

－お願い！－

外出支援サービス事業の利用対象者の要件に該当しなくなった場合は、「外出支援サービス事業利用登録中止届」を市役所長寿福祉課へ提出してください。

■利用予約について

●**利用の予約は、乗車予定日の5日前までに、運行委託先である丹波篠山市社会福祉協議会の外出支援サービスコーディネーターまでご連絡ください。**

●乗車予定日の5日前以降に予約される場合は、予約の状況等により対応いたしますので、外出支援サービスコーディネーターへご相談ください。

●予約の状況によりご利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

●**予約を取消す場合は、乗車予定日2日前の午後5時まで**にご連絡ください。

●冬季の運行につきましては、凍結等によりご自宅への到着時間が遅れる場合や、降雪量により運行を中止する場合がありますのでご了承ください。このような場合には、コーディネーターからご連絡いたします。

●運行時間

午前9時から午後4時30分まで

●運休日

土曜日、日曜日、国民の祝日

年末年始（12/29～1/3）

予約先（運行主体）

丹波篠山市社会福祉協議会

外出支援サービスコーディネーター

TEL 079-590-1377

FAX 079-590-1123

※外出支援サービス事業は、丹波篠山市社会福祉協議会へ事業委託しております。

—お願い！—

当サービスでは、利用者の方の待ち時間ができるだけ少なくなるように、効率的な運行を実施するため、コーディネーターが予約頂いた時間を調整させていただいております。

そのため、急な変更依頼には対応しかねますのでご了承ください(日時に変更がある場合も5日前までにコーディネーターまでご連絡ください)。

また、予約の状況により、ご利用時間の変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

■送迎範囲について

●原則として市内の医療機関及び公共施設(※)への通院が対象です。

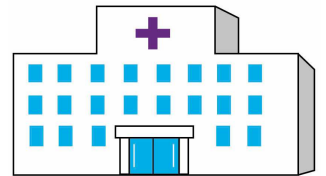
※公共施設は、市役所・各支所、図書館及び期日前投票所です。

●市外の医療機関は、市内に診療科目がない場合や、市内病院等からの紹介で特に必要と認められる場合等に限り利用可能となっています。

※ただし、隣接市町の医療機関のみです。

「外出支援サービス事業利用登録決定通知書」に記載してある医療機関以外の利用が必要となった場合は、「外出支援サービス事業利用登録変更届」により市役所長寿福祉課への変更申請が必要です。

●入退院時の送迎も在宅で通院中の利用者であれば利用可能です。



■利用回数について

●登録区分に応じて、1ヶ月あたり8回/片道以内の利用が可能です。利用できる回数は、「利用登録決定通知書」に記載してありますのでご確認ください。

●市外医療機関への利用の場合は、1ヶ月あたり4回/片道以内です。

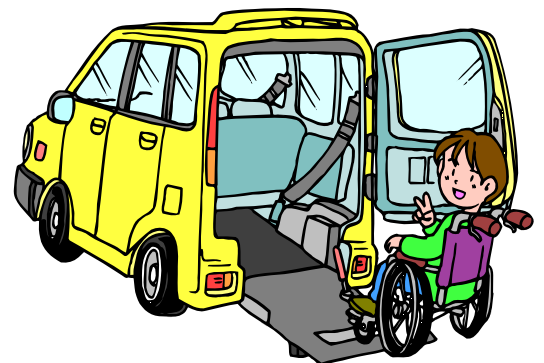
●「利用登録決定通知書」の利用回数欄に1ヶ月あたり8回/片道以内と記載されている方で、病状等によりこれ以上の利用を希望される場合で、市が必要と認めた方については1ヶ月あたり16回/片道以内まで利用可能です。この場合、「外出支援サービス事業利用登録変更届」により市役所長寿福祉課への申請が必要です。

※この場合も、市外医療機関への利用は1ヶ月あたり4回/片道以内です。

—ご注意！—

・病状等の変化により緊急を有する場合の通院には対応できませんので、救急車等をご利用ください。

・通院時に介助が必要な場合には、付添い人が必要です。



■利用料金について

- お支払いは、片道利用分ごとに、乗車時に運転員までお支払ください。

【利用料金】

市内医療機関及び公共施設（※）への利用	500円／片道
※公共施設は、市役所・各支所、図書館及び期日前投票所です。	
市外医療機関への利用	1,000円／片道

■減免申請について

非課税世帯のうち、下記の要件に該当される場合、利用料金を減免することができます。

- 生活保護受給者 全額減免
- 老齢福祉年金受給者またはこれに相当する収入の者 1／2減免

該当される方は、「外出支援サービス事業利用料減免申請書」により市役所長寿福祉課へ申請が必要です。

※問合せ先…市役所 長寿福祉課 高齢支援係 TEL 079-552-5346

—お願い！—

お支払いについては、つり銭のないようにご協力をお願い致します。

<参考>

外出支援サービス事業利用登録対象者

- 1) 市内に住所を有し65歳以上で、日常生活において車いすが必要で、車の乗り降りに介助が必要な方
- 2) その他市長が特に必要と認めた者